

○輪島市居住誘導促進事業補助金交付要綱

(平成 30 年 6 月 29 日告示第 79 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市の中心拠点へ居住を誘導するとともに、人口密度の維持向上を図り、もって市民の生活サービス及びコミュニティを持続的に確保するため、居住誘導区域において住宅を新築する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、輪島市補助金等交付規則(平成 30 年輪島市規則第 19 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 81 条の規定により、市が策定する輪島市立地適正化計画に基づき、都市計画区域の区域内における居住を誘導する区域をいう。
- (2) 住宅 玄関、居室、便所、浴室及び台所を備えた一戸建て住宅で、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
  - ア 別荘その他一時的に使用するもの及び賃貸、販売その他の営利を目的とするものでないこと。
  - イ 店舗、事務所その他の用に供する住宅の場合は、店舗、事務所その他の用に供する部分の延べ床面積が 2 分の 1 未満であること。
  - ウ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による許可を受けて本市の区域内に本店又は支店若しくは店舗を有する事業者(個人の事業者を含む。)が建築すること。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、  
居住誘導区域(輪島市マリンタウン 4 番地内を除く。)の区域内において自己の  
居住の用に供するため、住宅を新築する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者と  
しない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) この告示による補助金の交付を過去に受けている者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、住  
宅を新築する工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業に要する経費から次に掲げる経費等を  
控除した後の額が 100 万円未満であるときは、補助対象事業としない。

- (1) 店舗、事務所その他の用に供する部分の工事等に係る経費
- (2) 土地の取得に係る経費
- (3) 補助対象者が直接行う工事等に係る経費
- (4) 国、石川県又は市に納める税金若しくは使用料
- (5) 他の制度により直接補助又は助成を受ける額
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、100 万円とする。

(事業認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長に対し補助対象事業に着手する前に関係書類を添えて申請し、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、事業を認定する場合において、必要な条件を付することができる。

(事業変更等)

第7条 前条第1項の事業の認定を受けた補助対象者は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定による承認をした場合については、前条第2項の規定を準用する。

(事業認定の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業の認定を受けたとき。

(2) 補助事業の認定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助事業の認定を取り消したときは、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助対象者は、補助事業の完了後15日以内又は市の会計年度末日のいずれか早い日までに、市長に対し補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に  
関係書類を添付し、提出しなければならない。

2 前項の申請は、第6条第2項の規定により補助事業の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにしなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付(不交付)決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(市長の指示)

第11条 市長は、補助対象者に対し、補助事業の内容及び補助金の使用に関し、必要があると認めるときは、その改善を指示できるものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を廃止したとき。

(4) 補助事業の完了後、速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。

(5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。